

令和8年度 水質検査計画

山武市水道事業



SUNMUSHIくん

山武市公式マスコットキャラクター

令和8年 3 月 作成

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水から給水栓までの水質状況
4. 水質検査の実施頻度及び実施地点
5. 水質検査項目及び検査回数
6. 水質検査の委託内容、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
10. 関係者との連携

別表1～4

1. 基本方針

山武市水道事業では、安全で良質な水道水を供給するために、水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しています。

市民の皆様安心して飲用できることをご理解頂くため、次のとおり公表いたします。

2. 水道事業の概要

山武市水道事業の内容は、次のとおりです。

給水区域	山武市美杉野1丁目、美杉野2丁目、美杉野4丁目、沖渡、木原、森、矢部、武勝、植草及び日向台の全域並びに埴谷、戸田、横田、実門、大木、椎崎、雨坪及び下布田の各一部
水源の名称	1号井、2号井、3号井、4号井
水源の種類	地下水
浄水場の名称	山武浄水場
浄水処理方法	除鉄・除マンガン処理及び塩素滅菌処理

3. 原水から給水栓までの水質状況

水源は、深井戸（深層地下水）4本で水質は良好です。

水質の特徴と水質管理上の留意すべき事項は、次のとおりです。

- ①原水、浄水のpH値は、基準値の範囲で高い状況ですが安定しています。
- ②原水に基準値の範囲でマンガンが含まれていますが、適切な除マンガン処理により除去しています。
- ③次亜塩素酸ナトリウムの保管は、空調による適切な温度管理を行い、塩素酸濃度の上昇を防止しています。

4. 水質検査の実施頻度及び実施地点

水質検査の実施頻度及び実施地点は、次のとおりです。

①毎月検査

浄水 山武浄水場内給水栓（山武市埴谷1884番地2）、消火栓（山武市森1223番地先）

原水 山武浄水場内着水井（山武市埴谷1884番地2）

②毎日検査

浄水 山武浄水場内給水栓（山武市埴谷1884番地2）、給水栓（山武市森地先、山武市埴谷地先、椎崎地先）

5. 水質検査項目及び検査回数

水質検査項目及び検査回数は、次の方針に基づき、別表1～4のとおり実施します。

①原水の水質検査

浄水処理を適切に行うために、原水の水質変化を的確に把握し、水質基準項目及び水質管理上必要となる次の項目について検査を行います。

ア 一般細菌、大腸菌、従属栄養細菌の検査は毎月行います。また、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、嫌気性芽胞菌の検査を年4回行います。

イ 地域の特性として畑作が多いため、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素の検査を毎月行います。また、公共下水道が未整備であるため、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）を毎月行います。

ウ PFOS及びPFOAの検査は、年4回行います。

エ 農薬類（115項目）は、散布時期等を考慮して7月頃に検査を行います。

②浄水場の検査

- ア 消毒副生成物、水道水質基準の毎月検査項目、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素など、水質管理上必要な項目の検査を行います。
また、残留塩素、pH 値、色、濁りの検査を毎日行います。

③給水栓の水質検査

安全で良質な水道水を供給するために、水道法で規定されている水質基準項目のほかに、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目についても定期的に検査を行います。

- ア PFOS 及び PFOA の検査は、年4回行います。

- イ 毎月、毎年行う検査

水質基準項目は、別表4のとおり回数及び頻度を決定しました。

なお、3年に1回以上に検査を減ずることができる項目及び検査を省略できる項目についても、安全を考慮して年1回検査を行います。

また、水質管理目標設定項目の検査を行います。

- ウ 毎日検査

残留塩素、pH 値、色、濁りの検査を毎日行います。

6. 水質検査の委託内容、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項

水質検査計画で実施する水質検査（浄水場の毎日検査を除く）に係る業務については、委託により行います。

①毎月検査

水質検査、採水業務及び試料運搬業務を水道法第20条の登録検査機関に委託します。

なお、委託先は、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO/IEC 17025）取得等を条件に精度管理がなされている機関を選定します。

また、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料の提出を求めるとともに検査施設への立入検査を実施し、適正に検査が行われているか確認します。

②毎日検査

- ア 浄水場

水質計器による計測を行います。

- イ 山武市内給水栓

委託による検査を行います。

7. 臨時の水質検査

水質検査の採水場所については、給水栓を原則とし、水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

また、水質に異常のおそれがある場合については、安全が確認できるまで継続して検査を行います。

①臨時の水質検査を行うための要件

水道法第20条第1項に基づく臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき

- イ 水源に異常があったとき

- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

- エ 浄水過程に異常があったとき

- オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

- カ そのほか、特に必要があると認められるとき

②臨時の水質検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度及び残留塩素の他に、異常が認められる項目、または異常のおそれのある項目、関連する項目等について状況に応じた水質検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

①水質検査計画

水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定し、山武浄水場の窓口で閲覧に供するとともに、山武市ホームページに掲載します。

②水質検査結果

水質検査結果は、年度ごとに取りまとめて山武浄水場の窓口で閲覧に供するとともに、山武市ホームページに掲載します。

山武市水道課(山武浄水場)

住所 〒289-1223 山武市埴谷 1884 番地 2

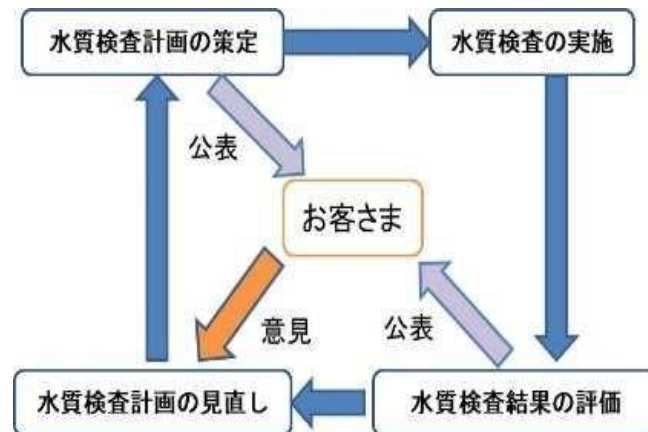
電話 0475-89-3647

山武市ホームページ <https://www.city.sammu.lg.jp/section.php?code=21>

9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

前年度の水質検査計画に基づく水質検査結果は、すべての水質基準を満たしていることを確認します。各地点の水質検査結果については、水質基準等や過去の検査結果と比較及び検証を行い、翌年度の水質検査計画に反映していきます。

また、お客さまからお寄せいただいた意見につきましては、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。



10. 関係者との連携

お客様に安全かつ安心な水道水をお届けするため、水質汚染事故が発生した場合などにおいては、関係機関である千葉県、近隣自治体、検査機関などとの連携を適宜図り、早急に対応します。

令和8年度水質検査計画(山武市水道事業)についてのお問い合わせは、山武市水道課(TEL0475-89-3647)までお願いします。

別表I 水質基準項目

水質基準項目		検査形態	検査地点		
番号	検査項目		原水 (山武浄水場)	浄水 (山武浄水場)	浄水 (森1223番地先)
1	一般細菌	委託	○	○	○
2	大腸菌	委託	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	委託	▲		▲
4	水銀及びその化合物	委託	▲		▲
5	セレン及びその化合物	委託	▲		▲
6	鉛及びその化合物	委託	▲		●
7	ヒ素及びその化合物	委託	▲		▲
8	六価クロム化合物	委託	▲		▲
9	亜硝酸態窒素	委託	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委託	●	●	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	委託	▲		▲
13	ホウ素及びその化合物	委託	▲		▲
14	四塩化炭素	委託	▲		▲
15	1,4-ジオキサン	委託	▲		▲
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	委託	▲		▲
17	ジクロロメタン	委託	▲		▲
18	テトラクロロエチレン	委託	▲		▲
19	トリクロロエチレン	委託	▲		▲
20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン 酸）（別名PFOS）及びペルフルオロ オクタン酸（別名PFOA）	委託	●		●
21	ベンゼン	委託	▲		▲
22	塩素酸	委託		●	●
23	クロロ酢酸	委託		●	●
24	クロロホルム	委託		●	●
25	ジクロロ酢酸	委託		●	●
26	ジブロモクロロメタン	委託		●	●
27	臭素酸	委託		●	●
28	総トリハロメタン	委託		●	●
29	トリクロロ酢酸	委託		●	●
30	ブロモジクロロメタン	委託		●	●
31	ブロモホルム	委託		●	●
32	ホルムアルデヒド	委託		●	●
33	亜鉛及びその化合物	委託	▲		▲
34	アルミニウム及びその化合物	委託	▲		▲
35	鉄及びその化合物	委託	▲		▲
36	銅及びその化合物	委託	▲		▲
37	ナトリウム及びその化合物	委託	▲		▲
38	マンガン及びその化合物	委託	▲		▲
39	塩化物イオン	委託	○		○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	委託	▲		▲
41	蒸発残留物	委託	▲		●
42	陰イオン界面活性剤	委託	▲		▲
43	ジオスミン	委託	▲		▲
44	2-メチルイソボルネオール	委託	▲		▲
45	非イオン界面活性剤	委託	▲		▲
46	フェノール類	委託	▲		▲
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	委託	○	○	○
48	pH値	委託	○	○	○
49	味	委託		○	○
50	臭気	委託	○	○	○
51	色度	委託	○	○	○
52	濁度	委託	○	○	○

○：月1回検査 ●：年4回検査 ▲：年1回検査項目

別表2 管理目標設定項目、その他の項目

管理目標設定項目		検査形態	検査地点		
番号	検査項目		原水 (山武浄水場)	浄水 (山武浄水場)	浄水 (森1223番地先)
1	アンチモン及びその化合物	委託	▲		
2	ウラン及びその化合物	委託	▲		
3	ニッケル及びその化合物	委託	▲		▲
4	1,2-ジクロロエタン	委託	▲		
5	トルエン	委託	▲		
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委託	▲		
7	ジクロロアセトニトリル	委託			▲
8	抱水クロラール	委託			▲
9	農薬類(115項目)	委託	▲		
10	遊離炭酸	委託	▲		▲
11	1,1,1-トリクロロエタン	委託	▲		
12	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	委託	▲		
13	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	委託	▲		▲
14	臭気強度(TON)	委託	▲		▲
15	腐食性(ランゲリア指数)	委託	▲		▲
16	従属栄養細菌	委託	○	○	○
17	1,1-ジクロロエチレン	委託	▲		▲

その他の項目		検査形態	検査地点		
番号	検査項目		原水 (山武浄水場)	浄水 (山武浄水場)	浄水 (市内給水栓3箇所)
1	アンモニア性窒素	委託	○		
2	嫌気性芽胞菌	委託	●		
3	残留塩素	自己・委託		毎日(自己)	毎日(委託)
4	pH値	自己・委託		毎日(自己)	毎日(委託)
5	色	自己・委託		毎日(自己)	毎日(委託)
6	濁り	自己・委託		毎日(自己)	毎日(委託)

○:月1回検査 ●:年4回検査 ▲:年1回検査

別表3 農薬類(115項目)

番号	項目	番号	項目
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	59	チオジカルブ
2	2, 2-DPA (ダラボン)	60	チオファネートメチル
3	2, 4-D (2, 4-PA)	61	チオベンカルブ
4	EPN 注2)	62	テフリルトリオン
5	MCPA	63	テルブカルブ (MBPMC)
6	アシュラム	64	トリクロビル
7	アセフェート	65	トリクロルホン (DEP)
8	アトラジン	66	トリシクラゾール
9	アニロホス	67	トリフルラリン
10	アミトラズ	68	ナプロバミド
11	アラクロール	69	バラコート
12	イソキサチオン 注2)	70	ビペロホス
13	イソフェンホス 注2)	71	ピラクロニル
14	イソプロカルブ (MIPC)	72	ピラゾキシフェン
15	イソプロチオラン (IPT)	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
16	イブフェンカルバゾン	74	ピリダフェンチオン
17	イプロベンホス (IBP)	75	ピリプチカルブ
18	イミノクタジン	76	ピロキロン
19	インダノファン	77	フィプロニル
20	エスプロカルブ	78	フェニトロチオン (MEP) 注2)
21	エトフェンブロックス	79	フェノプカルブ (BPMC)
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	80	フェリムゾン
23	オキサジクロメホン	81	フェンチオン (MPP) 注10)
24	オキシニル (有機銅)	82	フェントエート (PAP)
25	オリサストロピン注4)	83	フェントラザミド
26	カズサホス	84	フサライド
27	カフェンストロール	85	ブタクロール
28	カルタップ注5)	86	ブタミホス注2)
29	カルバリル (NAC)	87	ブプロフェジン
30	カルボフラン	88	フルアジナム
31	キノクラミン (ACN)	89	ブレチラクロール
32	キャプタン	90	プロシミドン
33	クミルロン	91	プロチオホス注2)
34	グリホサート注6)	92	プロピコナゾール
35	グルホシネート	93	プロピザミド
36	クロメプロップ	94	プロベナゾール
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	95	プロモブチド
38	クロルピリホス注2)	96	ベノミル注11)
39	クロロタロニル (TPN)	97	ベンシクロン
40	シアナジン	98	ベンゾビシクロン
41	シアノホス (CYAP)	99	ベンゾフェナップ
42	ジウロン (DCMU)	100	ペンタゾン
43	ジクロベニル (DBN)	101	ペンディメタリン
44	ジクロルボス (DDVP)	102	ペンフラカルブ
45	ジクワット	103	ペンフルラリン (ペスロジン)
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	104	ペンフレセート
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	105	ホスチアゼート
48	ジチオビル	106	マラチオン (マラソン) 注2)
49	シハロホップブチル	107	メコプロップ (MCP)
50	シマジン (CAT)	108	メソミル
51	ジメタメトリン	109	メタラキシル
52	ジメトエート	110	メチダチオン (DMTP) 注2)
53	シメトリン	111	メトミノストロピン
54	ダイアジノン注2)	112	メトリブジン
55	ダイムロン	113	メフェナセート
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート注9)	114	メプロニル
57	チアジニル	115	モリネート
58	チウラム		

- 注1) 1, 3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソンそれぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) オリサストロピンの濃度は、代謝物である (5Z)-オリサストロピンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- 注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

別表4 水質基準項目 浄水(山武市森1223番地先)

番号	項目	基準値	過去3年間 最大値	水道法に基づく 検査頻度 年間検査 回数	計画年間 検査回数	山武市水道事業 令和5年度検査頻度
						検査回数決定の根拠
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	12	12	水道法に定められている回数
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	12	水道法に定められている回数
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.007	4	4	水道法に定められている回数 (過去3年間の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.001	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	<0.002	4	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水・水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案して省略できるが、安全確認等のため年1回検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004	4	12	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、水源が地下水でその周辺の地域特性を鑑み年12回検査
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001	4	4	水道法に定められている回数
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	0.24	4	12	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、水源が地下水でその周辺の地域特性を鑑み年12回検査
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.08	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.02	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.001	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.001	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)	0.000005mg/L 以下		4	4	水道法に定められている回数
21	ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
22	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.20	4	4	水道法に定められている回数
23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002	4	4	水道法に定められている回数
24	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.002	4	4	水道法に定められている回数
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.002	4	4	水道法に定められている回数
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.007	4	4	水道法に定められている回数
27	臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001	4	4	水道法に定められている回数
28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.015	4	4	水道法に定められている回数
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.002	4	4	水道法に定められている回数
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.004	4	4	水道法に定められている回数
31	ブromoホルム	0.09mg/L 以下	0.003	4	4	水道法に定められている回数
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.002	4	4	水道法に定められている回数
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.005	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	7.5	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
39	塩化物イオン	200mg/L 以下	7.7	12	12	水道法に定められている回数
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	59.3	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため1年に1回まで減じた
41	蒸発残留物	500mg/L 以下	141	4	4	水道法に定められている回数 (過去3年間の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため)
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
43	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	12	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源が地下水であり、その周辺の状況を勘案して省略できるが、安全確認のため年1回検査
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001	12	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源が地下水であり、その周辺の状況を勘案して省略できるが、安全確認のため年1回検査
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.002	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
46	フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	4	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であり3年に1回まで減ることができるが、安全確認のため年1回検査
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	<0.3	12	12	水道法に定められている回数
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	8.1	12	12	水道法に定められている回数
49	味	異常でないこと	異常なし	12	12	水道法に定められている回数
50	臭気	異常でないこと	異常なし	12	12	水道法に定められている回数
51	色度	5度以下であること	<1	12	12	水道法に定められている回数
52	濁度	2度以下であること	<0.1	12	12	水道法に定められている回数